

農業委員会だより

発行：編集
岩手町農業委員会
 平成30年3月31日発行
 電話 62-2111 FAX 62-3589



主な内容

- ◆農業を仕事にしませんか
- ◆就農サポートについて
- ◆農業者年金に加入しました
- ◆農業者年金に加入しましょう

農業を仕事にしませんか

岩手町の農家について

(単位：世帯)

| 調査年 | 項目 | 総農家数 | 販売農家 | 自給的農家 | 専業農家 | 第1種兼業農家 | 第2種兼業農家 |
|--------------|----|-------|-------|-------|------|---------|---------|
| 1985 (昭和60年) | | 2,422 | 2,183 | 239 | 390 | 913 | 1,119 |
| 1990 (平成2年) | | 2,286 | 2,019 | 267 | 387 | 656 | 1,243 |
| 1995 (平成7年) | | 2,113 | 1,870 | 243 | 339 | 520 | 1,254 |
| 2000 (平成12年) | | 1,979 | 1,712 | 267 | 328 | 460 | 924 |
| 2005 (平成17年) | | 1,852 | 1,497 | 355 | 367 | 368 | 762 |
| 2010 (平成22年) | | 1,708 | 1,300 | 408 | 376 | 299 | 625 |
| 2015 (平成27年) | | 1,465 | 1,069 | 396 | 415 | 159 | 495 |

農林業センサスより

上の表は農林業センサスの抜粋です。農林業センサスは昭和4年から行われており、5年に一度、農業、林業分野について多項目の調査を行っています。

ご覧のとおり、岩手町では兼業農家数の減少に伴い、総農家数と販売農家数が減少しています。

しかし、専業農家数は若干ですが、増加傾向が見られます。

項目の定義について

- 農家＝耕地面積10a以上の農業を営む世帯
- 販売農家＝耕地面積30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の世帯
- 自給的農家＝耕地面積30a以上又は農産物販売金額が50万円未満の世帯
- 専業農家＝世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
- 第1種兼業農家＝農業所得を主とする農家
- 第2種兼業農家＝農業所得を従とする農家

四季の移り変わりを感じ**自然**とともに生きる。自分が**経営者**。**創意工夫**が活かせる。**食の安全・安心**を支える。など、**やりがい**があることが、専業農家数の増加要因ととらえています。

岩手町の基幹産業「農業」をはじめてみませんか。

町では、情報収集・就農準備・就農開始・経営確立。
4つの時期を切れ目なくお手伝いします。

情報収集

☆就農に関する情報・農業体験

相談窓口：岩手県農業会議（TEL：019-622-5825）

- ・農地情報・家屋情報などを提供します。

☆農業の就職情報

相談窓口：ハローワーク沼宮内（TEL：0195-62-2139）

- ・求人情報や職業相談等の情報を提供します。

☆後継者がいない農業者の経営を引き継ぎたい

- ・双方の希望に応じてあっせん調整いたします。農業経営継承には国の補助事業があります。

就農準備

☆農業の学校で実践的に学びたい

相談窓口：岩手県立農業大学校（TEL：0197-43-2211）

☆農業研修中の所得を確保したい

- ・農業次世代人材投資資金（準備型） 農業者になることを志向する方に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付します。（年間150万円、最長2年間）

要件：就農予定時の年齢が45歳未満の方。県が認める研修期間で概ね1年以上研修する方。

研修終了後1年以内に就農する次のいずれかの方。

- ・独立・自営就農し、就農後5年以内の認定農業者又は認定新規就農者。
- ・農業法人に雇用されて就農する方。
- ・親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方。

就農開始・経営確立

☆独立して農業をはじめたい

☆経営初期の所得を確保したい

- ・認定新規就農者になる。←新たに農業を営もうとする青年等であって、町から「青年等就農計画」の認定を受けた方。
- ・認定新規就農者のメリット
- ・農業次世代人材投資資金（経営開始型）

□農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付 農業者になることを志向する方に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付します。（年間150万円、最長5年間）

要件：認定新規就農者の方。45歳未満で独立・自営就農する方。

町の「人・農地プラン」に位置付けられる方。

就農後の総所得が350万円未満の方。

□青年等就農資金（無利子融資）の貸付け

貸付条件 貸付使途：施設、機械の取得等（農地等の取得を除く）

貸付利率：無利子

貸付限度額：3,700万円（特認限度額1億円）

償還期限12年以内

据置期間：5年以内

担保等：実質無担保・無保証人

□経営体育成支援事業の補助

要件：「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体や農地中間管理機構から農地の貸借を受けた方が融資を受け農業機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付します。（補助率は事業費の1/3以内）なお、認定新規就農者は補助金配分点が加点される仕組みになっています。

このほかにも、就農をお手伝いする制度があります。すべての制度について詳しくは農業委員会、農林環境課までお尋ねください。（TEL 0195-62-2111）



平成28年に青年就農給付金（現在の事業名称は農業次世代人材投資資金）を受けて新規就農した遠山忍さん（御堂）は、ピーマンを中心に野菜栽培で就農5年後、500万円を超える収入を目指す。

2年目の今、ビニールハウスを利用し小松菜栽培を行っている。冬季間も切れ間なく農業を行いたいが、思うように収入につながらないと話しながら、夏のピーマン栽培に思いをはせる。

農業者年金に加入しました

今年度農業者年金に加入した上嶋沢の田中博昭さんは、2haほどの葉タバコ専業農家です。種まきが始まる3月中旬のお忙しい中、快く取材に応じてくださいました。

☆農業者年金への興味・関心を持ったきっかけは何ですか。

農業委員の戸別訪問はもちろんですが、国民年金の上乗せ分として多くもらっている人もあることを知り、保険料の支払いは大変でも、受給する時は年額100万円以上欲しいという考えがあったからなんです

あと申告の際、社会保険料控除の対象で節税できるし、一石二鳥ですね。

☆加入を決断する際に迷いはありましたか。

迷いというより、むしろもっと早く加入すればよかったと思っています。

今後は妻も加入させて、将来的にも安心して農業をやっていきたくと考えており、農業者年金は納付が困難になったら一旦脱退し、安定してきたら再加入し納付額を増やすこともできるということを知ったので、できるだけ減らさず増額の方向で、60歳までつなげたいと思っています。

☆加入の一番の決め手は何ですか。

終身年金であるということに尽きると思います。自営なので国民年金だけだと不安がありますし、運用利率はその時代の変化により良い時悪い時があっても、他の保険も同じにとらえていますので、今頑張って払って、時代の流れでたとえ受給年齢が繰り下げになったとしても、いくらでももらいたいと考えています。

☆若い農業者の皆さんへ一言お願いします。

若い時は、様々なことに使うため保険料を払う余裕がないこともわかりますが、優先順位を決めたらよいと思いますし、年金をもらう年になって掛けていなかった人に限って、「掛けていればよかった」と思うのではないのでしょうか。

岩手町は農業主体の町、だからこそ、年老いても魅力ある農業を目指すためにも、農業者年金被保険者として、機会があったら情報を発信していきたいと思っています。



農業者年金の魅力もたっぷり語っていただきました。ありがとうございました。

農業者の老後の備えに 農業者年金に加入しましょう

ご存知ですか？ 農業者年金にはメリットがいっぱい！

- 農業者だけが加入できる農業者年金は、会社員並みの年金となるよう国民年金に上乗せする公的年金です。老後の生活費を確保するためには、農業者年金への加入が最適です。
- 保険料を支払っている方や受給者の数の変化に影響を受けない、積立方式の確定拠出型です。
- 加入と脱退は任意で、保険料の額は自由（月額2万円～6万7千円）に決められます。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、節税効果が得られます。
- 終身年金で、仮に80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ支払われます。
- 認定農業者などの意欲ある担い手には、保険料の国庫補助制度があります。



◎ 加入のご相談は、農業委員、JA新しいわてまたは農業委員会事務局へ ◎

JA新しいわて岩手支所…TEL(62)2161 農業委員会事務局…TEL(62)2111

《 農業者年金受給者へ 》～現況届は必ず提出しましょう～

- 現況届は5月末日までに自宅に郵送されますので、氏名等ご記入のうえ(代理人でも可)、6月30日までに農業委員会へ提出してください。
- 現況届が提出されず、農業者年金基金が受給者の確認ができないときは、11月支払い分から年金が差し止められますので、ご注意ください。

《 受給者のご家族の方へ 》

- 受給されている方が亡くなられたときは、届出をお願いします。

「全国農業新聞」購読はじめてみませんか。

全国農業 新聞

地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月700円
- 申込 農業委員会事務局または農業委員へ

農政の動きを知り経営に役立てる！
週刊でお届けする

「全国農業新聞」

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場から編集・発行している「農家のための情報誌」です。是非、ご購入ください。